

山口県報

平成24年
11月20日
(火曜日)

目 次

○選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨
解散等に係る政治団体の収支に関する報告書の要旨



山口県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治
団体から提出された収支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十四年十一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

山口県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により解散
等に係る政治団体から提出された収支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十四年十一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

平成二十四年十一月二十日印刷

発行人所

山口県知事庁